

建設事業外部評価委員会細則

(目的)

第1条 本細則は、神戸市事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会に関する規則第6条に基づき、建設事業外部評価委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(会議の公開等)

第2条 委員会の会議は傍聴により原則公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部または一部を非公開とすることができる。

2 傍聴について必要な事項は、建設事業外部評価委員会傍聴要領により定めるものとする。

3 委員会の会議内容は、審議終了後、議事要録等により会長の承認を得て発言者の氏名を伏して公表するものとする。

4 市長に意見具申を行った場合は、その内容を公表するものとする。

(委員会の庶務)

第3条 委員会の庶務は、建設局道路部技術管理室が総括し、対象事業関係部局が参画し処理するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項は会長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この細則は、平成16年6月3日から適用する。